



熊本県公報

第 1 2 0 9 3 号

平成 24 年 3 月 9 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	2
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課)	3
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の区域変更	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○第 4 期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の策定	(自然保護課)	5
○特定鳥獣(ニホンジカ)の捕獲等を行うことができる休猟区 の指定等	(〃)	5
○第 2 期特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の策定	(〃)	6
○特定鳥獣(イノシシ)の捕獲等を行うことができる休猟区 の指定等	(〃)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
○道路の供用開始	(〃)	7
○地域総合整備資金の貸付金に係る元利償還金の徴収	(地域振興課)	7
公 告		
○争議行為の予告	(労働雇用課)	7
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	8
○基本測量の中止	(監理課)	9
○公共測量の終了	(〃)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	9
○保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	11
○保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示	(〃)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	11
○換地処分	(農地整備課)	11
○熊本都市計画道路事業の認可	(都市計画課)	12
○熊本都市計画道路事業の認可	(〃)	12
○長洲都市計画道路事業の認可	(〃)	12
登 載 依 頼		
○平成 2 3 年度熊本近代文学館協議会の開催	(熊本近代文学館協議会)	12
○平成 2 3 年度熊本県社会福祉審議会高齢者専門分科会保健福 祉推進部会(第 4 回)の開催	(熊本県社会福祉審議会)	13
○第 2 回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催(熊本県障害者の相談に関する調整委員会)		13
○平成 2 3 年度第 6 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催(熊本県公立大学法人評価委員会)		14
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則	(人事委員会)	14
○副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規 則	(〃)	18
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施 行条例第 4 条の 2 第 2 号の規定に基づき、午前 1 時まで風俗 営業を営むことが許容される特別な事情のある地域から除 する地域の一部改正	(警察本部生活環境課)	19

告 示

熊本県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ディサービス喜笑楽二番館 阿蘇郡南阿蘇村大字一関字笹原1 850番地1	株式会社泰星会	平成24年3月1日

熊本県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ディサービス喜笑楽二番館 阿蘇郡南阿蘇村大字一関字笹原1 850番地1	株式会社泰星会	平成24年3月1日

熊本県告示第252号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
児童デイサービス まいすてっぷ 熊本市富合町志々水 大字大坪81-3	NPO法人L a e t a 熊本市坪井六丁目 14番30号 安永 アイ子	平成24年 3月1日	4310101474	児童デイサービス

熊本県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
一体型共同生活介護 事業所わかあゆ	社会福祉法人人吉 市社会福祉事業団	平成24年 3月1日	4320600176	共同生活介護、共同生

人吉市蟹作町222番地1	人吉市蟹作町字西中通211番地1丸山 善利		活援助
--------------	-----------------------	--	-----

熊本県告示第254号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地763番地3	平成24年2月24日から 平成27年2月23日まで

熊本県告示第255号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。
その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県球磨地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 河川の名称
一級河川球磨川水系胸川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
胸川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
人吉市古仏頂町字筭ノ元1339番1地先から人吉市古仏頂町字橋ノ本1317番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 人吉市 代表者 人吉市長 田中 信孝
人吉市麓町16番地
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成24年2月16日から道路の存続する日まで

熊本県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
えがおホーム水前寺 熊本市水前寺六丁目31番27号	株式会社ウェルケア九州	平成24年3月20日

熊本県告示257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
えがおホーム水前寺 熊本市水前寺六丁目31番27号	株式会社ウェルケア九州	平成24年3月20日

熊本県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
 熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番27地先から 同所 2867番31地先まで	前	15.4 ～ 39.6	215.0	一括道路（法面保護）
			後	19.3 ～ 54.5	215.0	

2 区域を変更する期日 平成24年3月9日

熊本県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
 熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜港線	天草市天草町高浜北 4942番2地先から 同所 4945番1地先まで	前	4.4 ～ 17.5	225.0	一括防災、単橋改（落石対策、道路改良）
			後	11.8 ～ 35.5	225.0	

2 区域を変更する期日 平成24年3月9日

熊本県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成24年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
 熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町志岐 2111番1地先から	154.0	単道改（改築）

	同所	に伴う 拡張)
	2128番1地先まで	

2 供用を開始する期日 平成24年3月9日

熊本県告示第261号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を定めたので、同法第7条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

熊本県告示第262号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定、特定鳥獣の狩猟期間の延長及び特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

1 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定

(1) 特定鳥獣
ニホンジカ

(2) 対象区域

熊本市（旧城南町及び旧富合町に限る。）、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市（旧三角町を除く。）、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、益城町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の休猟区

(3) 存続期間

第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

2 特定鳥獣の狩猟期間の延長

(1) 特定鳥獣
ニホンジカ

(2) 対象区域

熊本市（旧城南町及び旧富合町に限る。）、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市（旧三角町を除く。）、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、益城町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域

(3) 延長する狩猟期間

第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）内において、11月1日から11月14日まで及び2月15日から3月15日まで

3 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

(1) 特定鳥獣
ニホンジカ

(2) 対象区域

熊本市（旧城南町及び旧富合町に限る。）、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市（旧三角町を除く。）、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、益城町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域

(3) 捕獲等の数の制限を解除する期間

第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

(4) 解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限

1人につき、捕獲後の埋設等の処理が実施できる頭数

4 特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除

(1) 特定鳥獣
ニホンジカ

(2) 対象区域

- 熊本市（旧城南町及び旧富合町に限る。）、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市（旧三角町を除く。）、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、益城町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域
- (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）
- (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第263号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）を定めたので、同法第7条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

熊本県告示第264号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定、特定鳥獣の狩猟期間の延長及び特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定
 - (1) 特定鳥獣
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域の休猟区
 - (3) 存続期間
第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）
- 2 特定鳥獣の狩猟期間の延長
 - (1) 特定鳥獣
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 延長する狩猟期間
第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）内において、11月1日から11月14日まで及び2月15日から3月15日まで
- 3 特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除
 - (1) 特定鳥獣
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の計画期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）
 - (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市平山字白銀 243番6地先から 同市平山字金山 260番1地先まで	139.0	単橋改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月9日

熊本県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	新合高浜港線	天草市天草町高浜北字小轟 4942番6地先から 同所 4945番1地先まで	100.0	単橋改 (橋り ょう架 け替え に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月9日

熊本県告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 委託の内容

熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成2年熊本県告示第367号）による地域総合整備資金の貸付金に係る元利償還金の徴収

2 委託の相手方

東京都千代田区平河町2-5-6新平河町ビル
財団法人地域総合整備財団 理事長 柚木 憲一

3 委託する期間

平成24年3月5日から償還が完了する日まで

公 告

熊本県公告第120号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成24年2月22日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

(1) 3回以上の契約更新をした臨時職員については、希望に応じて正規雇用とすること。

(2) 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。

- (3) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
 - (4) 目標管理制度を撤回し、成果主義賃金への移行を行わないこと。
職種、年数ごとの賃金表を公開し、45歳以上の定期昇給を再開すること。
他の公的な医療機関との賃金格差をなくし、職員のモチベーションの向上、優秀な人材の確保に努めること。
 - (5) 増員・賃金・労働条件の改善
 - (6) 臨時職員に関する要求
 - (7) 患者サービス向上に関する要求
 - (8) 施設・設備の改善に関する要求
 - (9) その他の要求
- 2 争議行為の日時
平成24年3月15日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第121号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	尾方 幸治	球磨郡錦町大字西813番地1
理事	丁村 良一	球磨郡錦町大字西3153番地
理事	大石 萬	球磨郡錦町大字西1798番地2
理事	松崎 雄一	球磨郡錦町大字一武756番地4
理事	深江 重晴	球磨郡錦町大字木上南1049番地
理事	蓑田 清春	球磨郡錦町大字木上東593番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	佐藤 一臣	球磨郡錦町大字木上西1584番地1
理事	檜山 保	球磨郡あさぎり町深田西722番地
理事	土肥 静幸	球磨郡錦町大字木上南1198番地7
理事	宮崎 伸幸	球磨郡錦町大字一武864番地
理事	浜川 栄喜	球磨郡錦町大字一武843番地
理事	福本 隆則	球磨郡錦町大字一武1783番地
理事	桑原 繁典	球磨郡錦町大字一武4018番地
理事	尾里 秀俊	球磨郡錦町大字一武3424番地
理事	中村 宣弘	球磨郡錦町大字一武3862番地
理事	田山 裕明	球磨郡錦町大字一武3152番地1
理事	別府 勝征	球磨郡あさぎり町須恵6905番地1
監事	川原 計	球磨郡錦町大字西1510番地
監事	田山 元見	球磨郡あさぎり町深田東2390番地
監事	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武3879番地
就任		
理事	尾方 幸治	球磨郡錦町大字西813番地1
理事	尾方 一博	球磨郡錦町大字西1892番地
理事	大石 萬	球磨郡錦町大字西1798番地2
理事	松崎 雄一	球磨郡錦町大字一武756番地4
理事	深江 重晴	球磨郡錦町大字木上南1049番地

理事	蓑田 清春	球磨郡錦町大字木上東593番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	佐藤 一臣	球磨郡錦町大字木上西1584番地1
理事	松永 親	球磨郡あさぎり町深田東940番地1
理事	田中 典雄	球磨郡錦町大字木上南135番地2
理事	宮崎 伸幸	球磨郡錦町大字一武864番地
理事	浜川 栄喜	球磨郡錦町大字一武843番地
理事	福本 隆則	球磨郡錦町大字一武1783番地
理事	税所 美千喜	球磨郡錦町大字一武4051番地4
理事	田山 裕明	球磨郡錦町大字一武3152番地1
理事	別府 勝征	球磨郡あさぎり町須恵6905番地1
監事	川原 計	球磨郡錦町大字西1510番地
監事	濱田 定武	球磨郡あさぎり町深田西15番地2
監事	和田 力徳	球磨郡錦町大字一武1113番地1

熊本県公告第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次の基本測量を年度計画の変更のため中止する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

作業種類	作業地域	作業期間
基本測量（基盤地図情報整備）	荒尾市、宇土市	平成23年11月29日から 平成24年 3月31日まで

熊本県公告第123号

公共測量を終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営九番地区経営体育成基盤整備事業確定測量）	平成23年10月12日から 平成24年 2月17日まで	玉名市横島町横島地内

熊本県公告第124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターT A I Y O大矢野店
上天草市大矢野町田原2351ほか

- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2, 040平方メートル	2, 575平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
駐車場① 建物A館東側 52台	駐車場① 建物A館東側 64台
駐車場② 建物A館下 42台	駐車場② 建物A館下 32台

	駐車場③ 敷地東側	16台
合 計	94台	合 計 112台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場①	建物A館南東側 14台	駐輪場①	建物E館南側 10台
駐輪場②	建物A館東側 24台	駐輪場②	建物A館東側 26台
		駐輪場③	建物A館下 14台
合 計	38台	合 計	50台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷捌施設①	建物A館北東側 87.5平方メートル	荷捌施設①	建物A館北東側 136.6平方メートル
		荷捌施設②	建物E館東側 80.5平方メートル
合計面積	87.5平方メートル	合計面積	217.1平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等保管施設①	建物A館内東側 10.5立方メートル	廃棄物等保管施設①	建物A館内東側 10.5立方メートル
		廃棄物等保管施設②	建物E館内東側 15.8立方メートル
合計容量	10.5立方メートル	合計容量	26.3立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変 更 前	変 更 後
駐車場①	敷地南東側 1箇所	敷地南東側 1箇所
駐車場②	敷地西側 1箇所	敷地西側 1箇所
駐車場③		敷地南東側 1箇所
合 計	2箇所	3箇所

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変 更 前	変 更 後
開店時刻 午前9時	24時間
閉店時刻 午後8時	

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
駐車場①	午前9時から午後8時まで	24時間
駐車場②	午前9時から午後8時まで	24時間
駐車場③		午前6時から午後10時まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変 更 前	変 更 後
荷捌施設①	午前9時から午後8時まで	24時間
荷捌施設②		午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日

平成24年10月23日

4 届出年月日

平成24年2月22日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草地域振興局総務部総務振興課

(2) 縦覧期間

平成24年3月9日から平成24年7月9日まで

熊本県公告第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 所在の不明な者の氏名
永里 一吉、六車 チヨメ、野崎 富人、福村 幸則、長濱 富市、眞野 康彦、農村 清人
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年1月11日付け農林水産省告示第63号による。

熊本県公告第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 所在の不明な者の氏名
福浦 重志、下川 辰次、森山 平四郎、福田 末熊
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年1月11日付け農林水産省告示第64号による。

熊本県公告第127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ内坪井店
熊本市内坪井町109番1ほか
- 2 変更する事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の位置
出口No.2の位置（出入口の数は変更なし）
- 3 変更の年月日
平成24年3月2日
- 4 届出年月日
平成24年2月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成24年3月9日から平成24年7月9日まで
 - (2) 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課
平成24年3月9日から平成24年3月30日まで
- 6 留意事項
法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第128号

県営大開地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成24年3月9日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

熊本県公告第129号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理人

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成19年九州地方整備局告示第98号熊本都市計画道路事業3・2・2号新市街水前寺線及び3・4・36号出水町国府東水前寺線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成19年3月29日から平成26年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 平成19年九州地方整備局告示第98号の事業地のうち水前寺一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

熊本県公告第130号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理人

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第93号熊本都市計画道路事業3・4・29号上熊本法成寺線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11番63号 熊本県熊本土木事務所
- 4 事業施行期間 平成15年7月4日から平成28年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第131号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年3月9日

熊本県知事職務代理人

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年九州地方整備局告示第50号長洲都市計画道路事業3・2・1号長洲玉名線及び3・6・13号新山海岸線
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎1004-1 熊本県玉名地域振興局
- 4 事業施行期間 平成17年3月29日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

登載依頼**熊本近代文学館協議会公告第1号**

熊本近代文学館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成24年3月9日

熊本近代文学館協議会

- 1 開催日時
平成24年3月14日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
（1）平成23年度事業報告について
（2）平成24年度事業計画案について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会

- の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市出水2丁目5番1号
 熊本県立図書館総務課総務企画係
 (電話 096-384-5000)

熊本県社会福祉審議会公告第4号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成24年3月9日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
 保健福祉推進部会会長 小川全夫

- 1 開催日時
平成24年3月16日(金) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ3階会議室
- 3 議題(予定)
 - (1) 次期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画について
 - (2) 介護サービス基盤の長期ビジョンについて
 - (3) 地方分権改革に伴う介護保険事業所・施設、高齢者福祉施設の基準条例の制定について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時30分から午後2時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班)(電話:096-333-2215)

熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第2号

第2回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年3月9日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会

- 1 開催日時
平成24年3月23日(金)
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題(予定)
 - (1) 助言・あっせんに係る調整委員会の運営について
 - (2) 地域相談員及び広域専門相談員の選任について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
20人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳又は要約筆記が必要な場合は、3月19日(月)までに下記問い合わせ先へ申し込むこと。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班)(電話 096-333-2236)

熊本県公立大学法人評価委員会公告第6号

平成23年度第6回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成24年3月9日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 開催日時
平成24年3月16日（金）
午前9時30分から（2時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
・次期中期計画の認可について 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第28号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第8昇格時号給対応表（その1）行政職給料表昇格時号給対応表中

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59
60	59
60	59
60	60
61	60

を

に改める。

別表第8昇格時号給対応表（その2）公安職給料表昇格時号給対応表中

90	89
91	90
92	90
93	91
93	91
94	92
94	92

95	93
95	94
96	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
101	101
101	101
101	101
102	102
102	102
102	102
103	103
103	103
103	103
104	104
104	104
104	104
105	105
105	105
106	105
106	106
107	106
107	106
108	107
108	107
109	107
109	108
109	108
110	108
110	109
110	109
111	110
111	110

を

に改める。

別表第8昇格時号給対応表（その6）医療職給料表（3）昇格時号給対応表中

86	85
86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88

89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90
92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92
93	92
94	93
94	93
94	93
94	93
95	94
95	94
95	94
95	94
96	95
96	95
96	95
96	95
97	96
97	96
97	96
98	96
98	97
98	97
99	98
99	98

を

に改める。

別表第8昇格時号給対応表（その7）教育職給料表（2）昇格時号給対応表中

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
61	60
62	61

62	61
62	61
62	61
63	62
63	62
63	62
63	62
64	63
64	63
64	63
64	63
65	64
65	64
65	64
65	64
65	65
65	65
66	65
66	65
66	65
66	65
66	66
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
68	68
69	68

を

に改める。

別表第8昇格時号給対応表（その8）教育職給料表（3）昇格時号給対応表中

66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66

67		67
67		67
68		67
68		67
68		67
68		68
69		68
69	を	68
69		68
69		68
70		69
70		69
70		69
70		70
71		70
71		70
71		71
71		71
72		71

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。
平成24年3月9日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第29号

- 副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則
(熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
- 第1条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
別表第1級別標準職務表(その8)教育職給料表(2)級別標準職務表第4項及び(その9)教育職給料表(3)級別標準職務表第4項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。
別表第6級別最低経験年数表(その8)教育職給料表(2)級別最低経験年数表及び(その9)教育職給料表(3)級別最低経験年数表中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。
(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)
- 第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「校長」の次に「、副校長」を加え、同条第2項中「備考」の次に「第2項」を、「人事委員会」の次に「規則」を加え、「高等学校及び特別支援学校の校長及び教頭」を「前項に掲げる者」に改める。
第7条第1項中「校長」の次に「、副校長」を加え、同条第2項中「備考」の次に「第2項」を、「人事委員会」の次に「規則」を加え、「小学校及び中学校の校長及び教頭」を「前項に掲げる者」に改める。
(熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部改正)
- 第3条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表第1教育庁の部学校の項中「校長(区分5種及び6種のものを除く。)」を「校長(区分5種及び6種のものを除く。)、人事委員会が定める規模の大きい学校の副校長」に、「教頭(区分7種のものを除く。)」を「副校長(区分7種のものを除く。)」に改める。
(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

3級に属する職員 特2級に属する職員	100分の10	を
-----------------------	---------	---

3級に属する職員 特2級に属する職員	100分の10（3級に属する職員のうち人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15）	に改める。
-----------------------	---	-------

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）
第5条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表出先機関の表県立学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改める。
（熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部改正）

第6条 熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則（平成18年熊本県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表イ第4号区分の項第7号及び第8号中「職務の級が」の次に「3級であったものうち人事委員会が定めるもの又は」を加え、同表第5号区分の項第7号中「3級であったもの」の次に「（第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第8号中「3級であったもの」の次に「（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第6号区分の項第7号中「3級であったもの（」の次に「第4号区分の項第7号及び」を加え、同項第8号中「3級であったもの（」の次に「第4号区分の項第8号及び」を加える。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第2号

平成11年3月19日熊本県公安委員会告示第6号（熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条の2第2号の規定に基づき、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域から除外する地域）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月1日
熊本県公安委員会委員長 竹中 潮
「除外する地域」を「除外する区域」に、「八代市本町1丁目13番」を「八代市本町一丁目13番の区域」に、「八代市道本町1丁目清水町線」を「八代市道本町一丁目清水町線」に、「の地域」を「の区域」に改める。